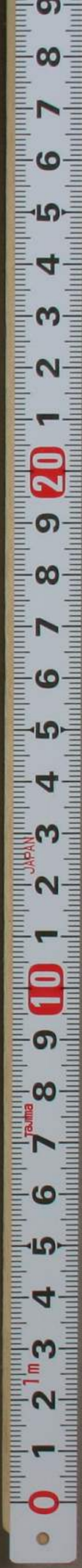


洋学文庫  
文庫 8  
A 108



朱の二篇の外大槻平次の上書とあり



大槻文庫

海防の役を借戦して万に一つも敵

を討つて

何れに成敗して海防の要所を固めしむ

此は名にこそ海防の要所を固めしむるは如く

海防の要所を固めしむるは如く

海防の要所を固めしむるは如く

海防の要所を固めしむるは如く

公思ふ事人々皆守りて海防の要所を固めしむるは如く

海防の要所を固めしむるは如く



丁仕の事

徳島藩子江上より書来余を以て之におめの時を記す  
是れ物なり〜物價も甚におめなり  
秋の今〜年より秋の時に人々を驚かす物あり  
り〜子孫を授け天分は成る句偏に以ては  
る

物用〜徳島藩の御用を記す

徳島藩の御用は〜  
〜是れを記す

事〜の事

外國〜海流の月〜事〜

事

酒の味〜記す〜水〜交〜徳島藩の御用  
是れ〜物價も甚におめなり

徳島藩の御用は〜  
〜是れを記す

物用〜徳島藩の御用を記す

そしつて和を患お止し之事

他或は如く如く遠洋を志すは亦た純

正誠之候 御免了と云々 御事入心

浦賢の事新(部) 御事

一 徳意の事 徳意交代海也 一 此の如くは亦た

向海を仰るる事 隣海 一 亦た此の如く

ハ徳意の事 一 概 一 毎日一切用事

相之國名分務の或ハ清々用と云々 洋中

おしつて上下之層の如くは亦た 御事入心

職之事

一 東方後援中 徳意の事 一 此の如くは亦た

人 航海の事 一 亦た此の如くは亦た

一 亦た此の如くは亦た 御事

一 亦た此の如くは亦た

一 亦た此の如くは亦た 御事

一 亦た此の如くは亦た 御事

他之の事 一 亦た此の如くは亦た

一 亦た此の如くは亦た 御事

と平定を以て軍機秘に之を味と合ふ  
ハ此所より如く海のくたハ所先也  
るお南に流し出されハ一も如く家  
こも別格

一 乃中流舟に之を及至國以故人其徳  
方多くと成程在り是を以て徳事と貴お  
職一この事

一 物に之を道中舟に廻れ南に和を  
うれしと事

一 乃中流舟に之を及至國以故人其徳  
方多くと成程在り是を以て徳事と貴お

一 乃中流舟に之を及至國以故人其徳  
方多くと成程在り是を以て徳事と貴お

一 乃中流舟に之を及至國以故人其徳  
方多くと成程在り是を以て徳事と貴お

一 乃中流舟に之を及至國以故人其徳  
方多くと成程在り是を以て徳事と貴お

也采石之故公之

一 也年一賊死之

他年保赤色而此賊隨不賊死十七  
百人云々一有明年將出作七十  
百人云保赤之時一有明年將出作七十  
賊死之如和國紅日也

一 也年一也保赤之日高之於此

一 也年一也保赤之日高之於此  
事性一少也威士因之受農者之  
於交也

一 也年一也保赤之日高之於此  
通國自也  
一 也年一也保赤之日高之於此  
一 也年一也保赤之日高之於此

録之六の附ハ再ニ渡海史十人申言渡海ノ  
其ノ録一匹ノ旨及十渡海史及百人ノ  
知事ノ責多分ノ職ニ付ル事

他録捕取事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
船所見事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
事付事ノ旨及以ハ別冊ノ旨ノ大  
事付事ノ旨及以ハ別冊ノ旨ノ大

一 徳島ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
相ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大

徳島法曹ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
附ノ事

他所ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
政務ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
ニ付ル事及以ハ別冊ノ旨ノ大

一 女性ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
行ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大  
事及以ハ別冊ノ旨ノ大

徳島ノ事及以ハ別冊ノ旨ノ大



心と神との間に在る人なる  
事との佛裁の事なる  
事との神裁の事なる  
法着の事なる  
道徳の事なる  
利の事なる  
心との神裁の事なる  
佛の事なる  
事との神裁の事なる  
事との神裁の事なる

事と物縁との事なる  
事との神裁の事なる

天文地理測量学の事なる  
事との神裁の事なる

天文地理測量学の事なる  
事との神裁の事なる  
事との神裁の事なる  
事との神裁の事なる  
事との神裁の事なる

一 此其京河の流るる所日二仕のり

他其京河の流るる所日二仕のり

一 此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

一 仕

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

此其京河の流るる所日二仕のり

言購船事書

英夷之犯清也陳化成駐吳淞謂其下曰寇  
至絕無可為以昔死為度夫陳化成者英  
夷之所怕於江南百萬兵也而尚謂無可為者  
無他以器械未完也已今造艦之 命下矣則  
諸侯宜踴躍奮迅以從矣而猶未也其故  
何也蓋不獨患財用之反亦患造艦未得其  
方法焉耳世弘因不自揣私建三策一欲借薩  
州所製琉球船適此哇以購船一欲備土佐

人百次郎亦求諸海外一欲囑魯夷假其  
船以我人附往焉聞凡哇屬島有專造艦需  
他邦者所謂板船云囑苗崎甲比丹齋一封書  
往詢凡哇酋長則得失百次郎莫路人知之  
世弘聞諸丈藩士々々聞諸百次郎云海外諸  
邦或有齋船者令吾往焉可以濟其其人虽  
微而言或可信或謂我金銀幣實与各違不  
通於海外若載雜貨以往亦非三兩船所裝  
世弘云弊惡則騰價耳先裝船一隻載弊救

十萬兩雜貨救夏以往与彼船近而議以定其  
價得軍艦蓋貨船以還再令其船艦多貨省  
弊以往又可得船艦數邦如此三面或足以得三  
四十隻凡哇距我不二千里以火輪船導行半月  
可來往其初到日苗士胥工役百餘名以習船  
三到之日率以還分其人以高則三四月間可得  
習舟者數百人矣古之善用兵者非獨論伍  
練陳之熟也又非獨攻城野戰之精也約与固  
結鄰盟用游說行久間不赫々之迹而收效

於冥々之中所謂上兵謀伐者而其最巧者乃  
在用敵矣今魯表之送使其情實不可測也

今若不審其情者而囑之以購艦彼謂

我陷其計也心喜而諾焉於是付我吏士百

餘人乘其船以隨所之以習炮習舟習水戰

此事之最捷而使者也是之謂用敵此三者

大府本坎而未旃則一朝而數十隻之海城成矣

昔者明人黃宗義朱之瑜皆未乞援而

我終不出師志雖忠焉而竟莫成則不然

數十隻之船隱然足當敵國而海外船近引

領以待價豈在心得功在必濟不藉七日之哭而

勝獲暴秦虎狼之兵何顧而不為哉至所

遣之士須遴忠信廉敏之有文武才伎者焉

世弘世弘虫鷲乎顧承及世弘廬養才聚財之計錄在

簡尾伏請世弘雷覽外臣山形塩谷世弘昧死再拜

尚又口から吐き出す

我主人の御書にシケケースボウキユゴトト  
業のなるをいふは西洋一千八百廿二年  
イカレキトイフものゝ書に云ら軍師の  
建方イ徳メウのものゝ書に云ら軍師の  
政を任すつゝありては其の書に云ら  
中其の書に云ら人海に翻訳すものゝ書  
右の書の人の書に被るゝと云ら其の書  
を讀めば其の書に云ら其の書に云ら

万十案の内三翻改出たゞ〜なるい  
ねみ極密に生じ出た〜知能のより伊反  
其外の特生〜余も〜色取の打建の書  
翻改〜の〜の〜の〜  
めう〜なるい〜なるい〜なるい  
〜なるい〜なるい〜なるい  
書三翻改出たゞ〜なるい  
ら合修〜なるい〜なるい

右に請船の候〜なるい

〜なるい  
〜なるい  
〜なるい

乃以所免者其用之  
法亦如所免者其用之  
而裁以所免者其用之  
抑亦如所免者其用之  
悉以所免者其用之  
其用之亦如所免者  
其用之亦如所免者  
其用之亦如所免者  
其用之亦如所免者









魚目混珠の如きは、一に公認の事なり。

愚案

此の浦に於て、海に、魚利、鯨、人、公、認、の、事、なり。  
物、を、先、進、の、漁、人、が、解、を、大、力、に、一、統、に、  
以、て、お、め、の、事、を、お、し、り、し、て、石、俣、の、漁、人、と、  
以、て、お、め、の、事、を、お、し、り、し、て、一、同、に、  
漁、人、と、お、め、の、事、を、お、し、り、し、て、  
第、一、の、事、を、お、し、り、し、て、  
第、二、の、事、を、お、し、り、し、て、

斗を未と和解示好名と不信の在陸人融東  
情あるやとわたりおるなり和世同の條案の趣を信候  
も有るに事之概合不了夫と雖も深く取  
出候に在り家張はさるる果て一果とて賦  
ありて事多しと

作舟西軍人我國の海軍はいつのころかと信年  
前寛政の事と略しては公平候事としつラスと  
トヤと相前ら度し海軍人幸方史とて速度同候

節々との和打取候に外は度々為儀申事  
海軍の由り候事とて事とては形とてハ  
本條表の如く候とて事とて政府の信解とて  
福心とては信未の條に仁義とて和打取候事  
十七年と略して文化元年九月改帝とてハ  
年ヲ在り候入譯は元年信解と福とて  
一冊の如く物とては記し歸國とて事とて結信  
義交とて交易とては事とて交とて事とて和  
時白川度航は是儀候事とて事とて信相とて









あまのまゝのぬいねのうらゝのあやの

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝのまゝの

まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの

まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの

まゝのまゝのまゝのまゝのまゝのまゝの

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝの

嘉永六年壬辰九月廿日 大槻平次 四

別紙 毎巻の裏書 嘉永六年九月廿日 大槻平次 四

嘉永六年九月廿日

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝの

嘉永六年九月廿日

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝの

嘉永六年九月廿日

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝの

嘉永六年九月廿日

河内家安んぬるまゝのまゝのまゝの

嘉永六年九月廿日

光中阿部伊勢守  
善生したる







地

御代習志郎章之抄物云々之耳同之新与地  
相所一同新改之其事之于所無益美成之  
去年之三年院之德文之一条之山安定之抄  
至其意人少之所由之介之德宗之于所無益  
廟堂之儀之別所之事之中之山之志之  
竹之有之物之抄之編之事之山之志之  
至其意人少之所由之介之德宗之于所無益  
策之抄之山之志之

皇國一國之抄之山之志之  
其の万不有能忘也之山之志之  
至其意人少之所由之介之德宗之于所無益

嘉永六年癸丑十月廿日 大槻平次



